

あなたの勇気で助かる命がある 献血にご協力を！

—全血献血—

献血は一人ひとりの善意によって支えられています。

【日時】

11月16日(水)

午前9時30分～11時30分

【場所】

保健センター

(北側駐車場をご利用ください。料金は無料認証させていただきます。)

輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工的に造ることができません。病气やけがの人々のため、皆さまの献血が必要です。ご協力をお願いします。

※当日の健康状態によっては、献血いただけないことがあります。

※献血カードをお持ちの方は、持参してください。初めて献血をされる方は、免許証など、お持ちください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25554



お知らせ 個別健診

昨年度末に配布された、平成23年度各種検(健)診申込において、個別健診を申し込みの方は、問診票ができておりますので、保健福祉課までお越しください。

また集団健診を申し込みました方で、都合によりお受けいただけなかった方や、まだ健診の申し込みをされていない方もご利用いただけます。

【申込方法】

既に申し込みされた方は、国民健康保険証と受診料の2,000円をお持ちください。※これから個別健診を希望される方は、左記をご参照の上、保健福祉課窓口までお越しください。

- 40歳～74歳の方
 - ・国民健康保険証
 - ・受診料2,000円
 - 39歳以下の方
 - ・受診料2,000円
 - 75歳以上の方
 - ・無料
- ※申し込み期間は平成24年2月28日まで

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25554

御代田町 健康づくりのつどい

前国立がんセンター総長による講演会を開催します。

「がん」は患者だけでなく、寄り添う家族にとっても、大きな経験です。日本のがん医療を支える専門医であり、妻の一年半にわたる闘病生活、自宅での看取り、見送った後の喪失感と心の再生を経験した「がん患者家族」でもある、垣添忠生さんご自身の体験を語っていただきます。

【日時】

11月27日(日)

午後2時～3時10分

【会場】

エコールみよた

【講師】

垣添 忠生氏

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25554



お困りの皆さまへ 職場のトラブル

長野県労働委員会は、労働者個人と事業主間のトラブルを解決するための「あつせん」を行っています。手続きは簡単・無料で、労使双方がご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。(秘密は守られます。)

次のようなトラブルは、ご相談ください。

- ・会社から納得できない理由で突然解雇(リストラ)された
- ・パートで働いているが、何の説明もなく時給を下げられた
- ・配転命令を出したが、従業員に納得してもらえないなど

問い合わせ先

長野労働委員会事務局

026(235)7468

お知らせ 長野県内の最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

長野県内の事業所で働く全ての労働者と労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が10月1日から時間額694円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当および家族手当などは含まれません。

問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室

026(223)0555

小諸労働基準監督署

0267(22)1760

浄化槽を使用して いる町民の皆さまへ

上手に使用して水環境を
守りましょう！

浄化槽は、使用者が責任を
持つて管理していただく必要
があります。

以下の点を守り、適正な管
理をお願いします。

○浄化槽に異物や油を流さな
いようにしましょう。

○保守点検業者に委託して、
保守点検を実施しましょう。

○定期的に清掃を実施しま
しょう。

○法定検査を受けましょう。

※法定検査は、保守点
検・清掃が適正に行わ
れているかを第三者の
視点から県の指定検査
機関である、(社)長野
県浄化槽協会が検査す
るものです。

問い合わせ先

(社)長野県浄化槽協会

東信支社

0267(63)1105

こんにちはは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局32-3111 内線27・64

安心して農地の貸し借り『利用集積計画』

高齢や勤務で耕作できない
農地をお持ちの方、農業経営規
模を拡大したい方に貸して、農
地の有効利用を図りませんか。

そんな方のために「利用集
積計画」があります。

『貸し借りの要件』

どなたでも自分の所有農地
を貸すことができます。

ただし、農地法3条により
取得した農地で3年3作を経
過していない農地、贈与税な
どの納税猶予の適用や農業者
年金の経営移譲年金を受給し
ている方は、貸すことができ
ない場合がありますのでご相
談ください。

借りる場合は、通作可能か
判断する、距離の要件があり
ます。遠方の方はご相談くだ
さい。

【貸借期間・貸借料】
双方の相談で決めてくださ
い。目安として農地の貸借料
情報があります。広報5月号
をご覧ください。

【貸し手・借り手】のメリ
ット
①利用集積計画を提出すること
により、農地の貸借のための農
地法の許可が不要です。

②貸した農地は、期限が来れば
離れ料を支払うことなく、解約
の手続きをしなくても必ず返っ
てきます。また、更新により、
継続して貸借することもできま
す。

【貸したい・借りたい】のに相
手が見つからないなどのことが
ありましたら、農政係または農
業委員会・JA支所にご相談く
ださい。

『貸借の方法』

双方の相談で、貸借が使用
貸借のいずれかを選択してくだ
さい。

『受付について』

用紙は、産業経済課農政係ま
たはJA支所にあります。

貸借開始月の前月15日までに
提出してください。その月の農
業委員会が審査し、翌月1日付
で公告します。

【貸し手・借り手のメリ
ット】
①利用集積計画を提出すること
により、農地の貸借のための農
地法の許可が不要です。

②貸した農地は、期限が来れば
離れ料を支払うことなく、解約
の手続きをしなくても必ず返っ
てきます。また、更新により、
継続して貸借することもできま
す。

【貸したい・借りたい】のに相
手が見つからないなどのことが
ありましたら、農政係または農
業委員会・JA支所にご相談く
ださい。

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行している
農業専門の情報誌で、次のような特徴があります

●充実した農政開設と コンパクトなニュース

農業・農政にかかわる
情報は、さまざまなメ
ディア上に氾濫していま
す。この中から、農政時
事問題の背景や影響など
を、タイムリーに分かり
やすく解説するとともに、
1週間の出来事を農業者
の視点でとらえて、コン
パクトにまとめています。

●地域・づくりの ヒントがいっぱい

農業の高齢化、後継者
不足、農地の荒廃など地
域が抱える悩みは深刻で
す。それらの解決の糸口
となるヒントや先進事例
など、独自のネットワー
クを活かして集めた情報
が、盛りだくさんです。

●「担い手」の経営改善 に役立ちます

今、認定農業者や農業
法人、集落営農組織など
地域農業の「担い手」の育
成が重要視されています。
これら担い手の経営改善
に役立つ、さまざまな情
報(経営者技術、マーケ
ティング、各種税制・金
融・労働など)を事例を交
えながら紹介します。

●食や健康など暮らし に関する話題が豊富

食の安全や健康、年金、
趣味、農村女性の起業な
ど、農家の暮らしに役立
つ話題や農村生活を送る
上で「元気になる」記事を
豊富に掲載。子ども向け
の記事もあり、家族そ
ろって楽しめます。

●購読料は1ヶ月6000円 お届けは週に一度です。

多くのの方に購読をお勧め
します。

この機会にぜひ、ご購
読をご検討ください。